

## 答 申

### 第 1 審査会の結論

沖縄県知事（以下「実施機関」という。）が行った公文書部分開示決定のうち、別紙 5（砂利採取の管理監督計画）における「当該業務主任者が当該砂利採取場において認可計画に従って砂利採取が行われるよう監督するための計画」欄については開示すべきである。

また、当該決定に係る対象公文書として特定すべきであった「実測横断面図」、「実測縦断面図」及び「深淺測量図」については、対象公文書として特定し、改めて開示決定等を行うべきである。

### 第 2 諮問の概要

#### 1 公文書の開示請求

審査請求人は、沖縄県情報公開条例（平成 13 年沖縄県条例第 37 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定により、令和元年 7 月 8 日付けで実施機関に対し、「2018 年度の海砂採取申請書と許可書」について、公文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

#### 2 第三者への意見照会

実施機関は、本件請求に係る対象公文書を、第三者である沖縄砂利採取事業協同組合（以下「特定組合」という。）が平成 30 年 4 月 5 日及び同年 8 月 20 日付けで実施機関へ提出した「砂利採取計画認可申請書」他 4 件（以下「本件公文書」という。）と特定し、本件公文書に特定組合に関する法人情報が記載されていることから、条例第 16 条第 1 項の規定により、令和元年 8 月 2 日付けで特定組合に対し、公文書の開示に係る意見照会を行った。

当該意見照会に対し、特定組合から令和元年 8 月 16 日付けで公文書の開示に係る意見書（以下「意見書」という。）が提出され、「採取計画認可申請書」他 3 件の公文書が開示されると支障があるとし、その理由を「個人に関する情報」が含まれているほか、「採取計画認可申請に係る資料は、当組合が長年多額の費用を費やして作成したもので、投資に裏付けされた保護に値する利益であり、当該資料を開示すると、他者が当該資料を利用して僅かな費用で同様の申請書を作成することが可能になり、当組合の正当な利益を害するおそれがある。」として開示に反対する旨回答した。

#### 3 実施機関の決定

実施機関は、特定組合からの意見書提出の経緯を経て、本件公文書の中には、条例第 7 条第 2 号及び第 3 号に定める不開示情報が含まれていることを理由として、

条例第 11 条第 1 項の規定により公文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、令和元年 8 月 21 日付けで審査請求人へ通知するとともに、条例第 16 条第 3 項の規定により特定組合に対して本件処分を行った旨を通知した。

#### 4 審査請求

審査請求人は、実施機関による本件処分を不服として、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定により、令和元年 11 月 9 日付けで実施機関に対し、審査請求を行った。

#### 5 諮問

実施機関は、条例第 21 条の規定により、令和 2 年 1 月 15 日付けで沖縄県情報公開審査会（以下「審査会」という。）に対し、本件公文書の開示可否の決定について諮問した。

### 第 3 審査請求人の主張（要旨）

#### 1 審査請求の趣旨

(1) 下記の部分の不開示の取消しを求める。

- ①「別紙 3 の 2」の「掘削場所の水深」
- ②「別紙 3 の 3」の「砂利の採取に伴う災害防止のための方法及び施設に関する事項（その 2）」
- ③「別紙 5」の「砂利採取の管理監督計画」

(2) 下記の部分について、開示を求める。

沖縄県海砂利採取要綱（以下「要綱」という。）第 5 条では、海砂利採取の申請にあたっては、「実測横断面図」、「実測縦断面図」及び「深淺測量図」の添付が義務づけられているが、今回開示された公文書にはこれらが添付されていないので、その開示を求める。

#### 2 審査請求の理由

(1) 「別紙 3 の 2」、「別紙 3 の 3」及び「別紙 5」の不開示箇所は、条例第 7 条第 2 号及び第 3 号には該当しない。

(2) 海砂利採取申請に係る添付書類を、開示・不開示の対象としていないことは不当である。

### 第 4 実施機関の弁明書（要旨）

(1) 「別紙 3 の 2」の掘削場所の水深は、特定組合が費用を費やし独自に調査したもので、競合他社に容易に利用されるおそれがあること、また、「別紙 3 の 3」及び

「別紙5」は、特定組合が費用を費やし独自に開発した技術に関する記載等も含まれる生産技術上のノウハウ(対策の概要及び使用施設)に係る内容であることから、いずれも条例第7条第3号の「当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」と認められ、実施機関はこれを不開示情報に該当すると判断した。

(2) 要綱第5条における採取計画認可申請書の添付書類である「実測横断面図」、「実測縦断面図」及び「深淺測量図」は、令和元年7月8日付け公文書開示請求に係る文書である。別途、審査請求人の求めに応じ、開示の判断を行うこととする。

## 第5 弁明書に対する審査請求人の反論書

(1) 実施機関の弁明(1)について

① 「別紙3の2」(掘削場所の水深)について

「別紙3の2」のこの部分は、「〇m～〇m」というだけの内容にすぎず、「砂利採取業者が費用を費やし独自に調査したもので、競合他社に容易に利用されるおそれがある」というようなものではない。要綱では「水深15m以上の区域であること」とされ、環境保護のためにもこの基準は厳密に遵守されなければならない、掘削場所の水深は県民に隠すような情報ではない。

② 「別紙3の3」(砂利の採取に伴う災害防止のための方法及び施設に関する事項(その2))について

「別紙3の3」は、砂利の採取に伴う水質防止対策、粉塵防止対策、騒音防止対策の内容であり、これらは海砂採取に伴う環境破壊を防止するための重要な項目であるため、その内容を県民に隠すことは許されない。

③ 「別紙5」(砂利採取の管理監督計画)について

「別紙5」の内容は不明だが、少なくともそのすべてが「砂利採取業者が費用を費やし、独自に開発した技術に関する記載等も含まれる生産技術上のノウハウ」に該当しないことは明らかである。

(2) 実施機関の弁明(2)について

今回開示された公文書には、要綱で添付が義務づけられている「実測横断面図」、「実測縦断面図」及び「深淺測量図」については、開示・不開示の判断がなされていない。

処分庁は弁明書で、「(これらの図面は)令和元年7月8日付け公文書開示請求に係る公文書である」と認め、「別途、請求人の求めに応じ、開示の判断を行うこととする」としているが、公文書の存在を認めているのであるから、これは条例第7条の「開示請求があったときは、(中略)不開示情報のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。」という規定

に違反する。請求人に対して、改めてこれらの公文書について情報公開請求をせよという意味であれば納得できない。

## 第6 審査会の判断

### 1 本件公文書について

本件公文書は、平成30年4月5日及び同年8月20日に、特定組合から実施機関へ提出された「採取計画認可申請書等（国頭村字大崎（安波）沖海域及び国頭村安波沖海域。添付書類含む。）」である。

このうち審査請求人は、当該申請書に添付された、①「別紙3の2」の「掘削場所の水深」の数値、②「別紙3の3」の「水質汚濁防止対策」、「粉塵防止対策」及び「騒音防止対策」の内容、③「別紙5」の「業務主任者の氏名」及び「当該業務主任者が当該砂利採取場において認可計画に従って砂利採取が行われるよう監督するための計画」の1から5までの項目及び内容の開示を求めている。

審査会において、本件公文書をインカメラ審理により見分した結果を踏まえ、実施機関と審査請求人とで争いがある箇所について、不開示情報該当性を検討する。

### 2 条例第7条第2号該当性について

条例第7条第2号は、個人の権利利益の十分な保護を図るため、「個人に関する情報」は原則として不開示とする方式（個人識別型）を採用し、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む）、又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより個人の権利利益を侵害するおそれがあるものを不開示とすることを規定している。

「特定の個人を識別することができるもの」の範囲は、当該情報に係る個人が誰であるかを識別させることとなる氏名、その他の記述の部分等の個人情報の全体である。当該情報単独では特定の個人を識別することができないが、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるものについても、個人識別情報として不開示情報となるものである。

本件公文書のうち、「別紙5」における「業務主任者の氏名」は、特定の個人を識別することができる情報であり、条例第7条第2号で規定する個人に関する情報に該当し、不開示が妥当である。

### 3 条例第7条第3号該当性について

条例第7条第3号は、法人等に関する情報の不開示情報の要件を定めたものであり、「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」については不開示とする旨を定めたものである。

(1) 「別紙 3 の 2」について

「別紙 3 の 2」は、特定組合が実施機関へ提出した、要綱第 5 条で定める「採取計画認可申請書」の添付書類である。

実施機関は、「別紙 3 の 2」に記載された情報のうち、「掘削場所の水深」の数値を不開示としているが、審査請求人は、「要綱では『水深 15m 以上の区域であること』とされ、環境保護のためにもこの基準は厳密に遵守されなければならない。掘削場所の水深は県民に隠すような情報ではない。」として開示を求めている。

しかし、当該掘削場所の水深の数値は、特定組合が、申請する海域を長年に渡って費用を費やし、独自に調査したものであり、生産技術上のノウハウに係る情報であると言えるため、これを開示した場合、競合他社等に容易に利用されるおそれがあることから、条例第 7 条第 3 号で規定する「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当し、不開示が妥当である。

(2) 「別紙 3 の 3」について

「別紙 3 の 3」は、特定組合が実施機関へ提出した、要綱第 5 条で定める「採取計画認可申請書」の添付書類であり、砂利の採取に伴う災害防止のため、特定組合が作成した「水質汚濁防止対策」、「粉塵防止対策」及び「騒音防止対策」の内容が記載されている。

実施機関は、当該各対策の内容すべてについて、「特定組合が費用を費やし独自に開発した技術に関する記載等も含まれる生産技術上のノウハウに係る内容」であることを理由に不開示としているが、審査請求人は、「これらは海砂採取に伴う環境破壊を防止するための重要な項目であり、その内容を県民に隠すことは許されない。」として開示を求めている。

しかし、当該情報は、各災害防止対策に係る情報であるほか、砂利採取時における船内の設備機器の操業方法や、使用する施設・備品等の名称及び営業時間に係る内容等が記載され、特定組合による生産技術上のノウハウに係る情報であると言えるため、条例第 7 条第 3 号で規定する「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当し、不開示が妥当である。

(3) 「別紙 5」について

「別紙 5」は、特定組合が実施機関へ提出した、要綱第 5 条で定める「採取計画認可申請書」の添付書類である。

実施機関は、「当該業務主任者が当該砂利採取場において認可計画に従って砂利採取が行われるよう監督するための計画」欄の項目及び内容すべてについて、先述した「別紙 3 の 3」と同一の理由で不開示としているが、審査請求人は、「そのすべてが『特定組合が費用を費やし独自に開発した技術に関

する記載等も含まれる生産技術上のノウハウ』に該当しないことは明らかである。」として開示を求めている。

この点に関し、当該情報については、各項目及び内容を含め、一般的な法令等に基づく許認可の手續や報告書等の提出、船舶担当者に対して報告や説明を行う旨の管理監督する内容、法律の遵守及び安全操業等に関する情報であり、「特定組合が費用を費やし、独自に開発した技術に関する記載等も含まれる生産技術上のノウハウ」に係る情報であるとまでは言えず、条例第7条第3号の規定による不開示情報に該当しない。

よって、これらの情報は、条例第7条第3号で規定する「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」とは認められないことから、開示が妥当である。

#### 4 対象公文書として特定されなかった公文書について

審査請求人は、「実測横断面図」、「実測縦断面図」及び「深淺測量図」（以下「当該公文書」という。）について、「開示、不開示の対象としていないことは不当である」旨主張しているのに対し、実施機関は「本件請求に係る公文書である」として対象公文書として特定すべきであったことを認めている。

当該公文書については、採取計画認可申請書の添付書類として、要綱第5条に規定されているものであり、本件請求に係る対象公文書に含まれるものと認められる。

したがって、実施機関は当該公文書を対象公文書として特定し、改めて開示決定等を行うべきである。

今後、実施機関においては、開示請求に係る対象公文書の特定にあたっては、特定漏れがないよう請求内容を精査し、適切に行うよう改善を要望する。

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

本案件を審議した沖縄県情報公開審査会委員名簿

五十音順

氏 名	役 職 名 等	備 考
井上 禎男	琉球大学教授	会長 ※令和2年3月27日まで
儀部 和歌子	弁護士	会長職務代理者
渡名喜 庸安	琉球大学名誉教授	会長 ※令和2年3月30日から
仲村 剛	弁護士	
新見 研吾	弁護士	
三浦 毅	琉球大学准教授	

審査会の処理経過

年 月 日	内 容
令和2年1月17日	諮問書受理
令和2年2月20日	審議（第312回）
令和2年3月25日	審議（第313回）
令和2年7月1日	審議（第315回）
令和2年8月12日	審議（第316回）